

## 党派を超え、共に闘い、共に支える

記録：木幡裕香・中尾元  
編集校正：高田研、白神加奈子  
聞き取り場所：菱風荘体験蔵  
日付：2018年8月31日

### 【高野秀男さん】

新潟水俣病共闘会議幹事長。新潟県平和運動センター顧問。1951年生まれ。新潟水俣病共闘会議。神戸出身

千葉で鉄鋼関係の仕事に従事、結婚を機に新潟へ移る。勤務先の企業で労働組合を結成し活動するが工場閉鎖に伴ない退職。1983年から新潟水俣病共闘会議の専従の事務局となる。二次訴訟から新潟水俣病に関わり、現在に至る。



### 水俣病との出会い

私は水俣病と関わって35年になります。新潟水俣病第二次訴訟が1982（昭和57）年に提訴され、その翌年の1983（昭和58）年から新潟水俣病共闘会議と新潟水俣病被害者の会の事務局として関わってきました。

水俣病に出会ったきっかけは、労働組合運動です。結婚で新潟にきて小さな鉄工所に入って、そこで労働組合を結成し、賃上げなど労働条件改善の活動を行っていました。

組合運動で、大変面倒見の良い人に出会いました。新潟県労働組合協議会（新潟県評）のオルガナイザーで、その人に育てられました。

一年のうちの半分は赤旗<sup>48</sup>を立てて—50本以上たてたこともあり—、周りからは「赤旗鉄工所」と揶揄されるほど闘っていました。ストライキから時間外拒否まで。労使で解決することができなくなると、行きつくところは裁判所か地方労働委員会。地労委や裁判所に申し立てする文書そのオルガナイザーのもとで勉強しました。寝泊りしながら書いたこともあり。お金を出してもらって東京に組合の勉強に行かせてもらったこともあって、それに答えなければいけない、という気持ちがありました。「人生意気に感ず」ということを肌で学びました。

組合活動は8年ほど続きましたが、高度経済成長から低成長に移行する時代で、最終的には工場閉鎖になりました。そのときに県評から水俣病共闘会議で人を探しているからやらないかという話があって、事務局に入ったという次第です。その時は新潟水俣病についてはほとんど知りませんでした。水俣病以外にも誘いの話があったのですが、知人に相談したところ、「水俣病の方がやりがいがあるよ」と言われて水俣病の方に入りました。33、4歳の頃の話で、以後、二人子どもがいましたが家庭を顧みない状態となりました。

労働組合の再編によって、いま水俣病問題に取り組んでいるのは、新潟県平和運動センターの組合です。連合がこの問題にとりくむことは、今は無い。

共闘会議の専従事務局だった当時は、組合の仲間からカンパを集めて、それで生活していました。今だったら考えられませんが、二次訴訟当時は毎年恒常的にカンパに取り組んでもらいました。支援は今も労働組合が中心ですが、かつての労働組合はそれほど勢いがありました。

### なぜ新潟水俣病にかかわり続けてきたのか —ひとつは被害者の声や訴え

水俣病の解決についての運動—僕らは闘争という言い方をしますが—には、法廷内の闘いと法廷外で世論を高める運動の2つが車の両輪として動くことが必要です。これまで行ってきた運動についてお話しします。

先ほど言いましたように水俣病と関わって35年になるんですが、よくぞここまで長い間一つのことに関心を持ち

48 赤旗：労働争議の活動中であることを示すシンボル。数が多いほど、他の労働組合の協力が得られていることのアピールになる。

ながらやってきたなと自分でも思います。これだけ長く関わってこれたのには、理由が3つほどあると思います。

1点目は、被害当事者たちの声や訴えです。主治医から水俣病と診断され、法律（公害健康被害補償法）に基づいて認定申請したのにも関わらず棄却される。そのこと自体に納得できない、どう考えてみてもおかしいと思う人たちが行ったのが第二次訴訟なんだけれども、その人たちの話を聞いて、そこから足が抜けなくなったというか、心に感じるどころがありました。

例えば五十嵐キヨさん。僕らは第二次訴訟（1982年6月提訴～1996年2月和解）のとき、数百人単位の集会を年に一度は開いて、患者さんたちの話を聞いてもらいました。その話は、僕が患者さんと打ち合わせて原稿を書きます。キヨさんとも何回か打ち合わせをして、これでもういいかなと思って当日をむかえました。打ち合わせ通り原稿を読み進んでいたのですが、終わり際になってキヨさんが「一日でもいいからすっきりした身体が欲しい」と、原稿になかった文言を言ったんです。心の叫びでした。

この時のことを思い出すと、今でもぐっとくるものがあります。被害者の本当の声というか、それを聞いてからは本気になってやらなくちゃいけないと思いました。別に手を抜いていたわけではないけれども、そういう思いを最初に与えてくれたのが五十嵐キヨさんです。

それから木村満子さん。水俣病かどうか判定するひとつの目安として毛髪水銀値 50ppm というのがありますが、彼女はそれを超えていたので子どもにおっぱいをあげられない、授乳禁止になりました。新潟県は、熊本の胎児性患者の存在を受けて、授乳禁止と妊娠規制を実施しました。その木村さんがよく口にしていたのが「子どもに対して申し訳ない」ということでした。義理の母親と連れ合いは認定患者になったが、彼女は認定されなかった。そういう状況の中で、彼女の思いは、昭和電工に対する怒りより子どもに対してすまないということでした。僕らは、昭和電工に対して怒ってほしいという思いが先に立つけど、彼女はそれよりも自分を責めた。そういう女性として、子どもを持つ母親としての気持ちというものを彼女から教わりました。

次に志田ミツエさんという方。この人はお連れ合いの症状が重く、夫に代わって船仕事をしていましたが、とにかく夫のことを「ノメシコキ」—これは仕事をしないでぶらぶらして全然働かないという意味なんです—と周りから言われるのが嫌でたまらないとよく言っていました。昭和電工との交渉では、相手に詰め寄って抗議していました。大事な大事な連れ合いが水俣病によって働けなくなったにも関わらず、理解されず嫌味を言われることに対する反発や怒りを昭電にぶつけていたと思います。

このように、みんなそれぞれエピソードを持っていて、そういうことを患者さんから聞き学んでいく中で足が抜けなくなってきたというか僕の活動のベースになっています。



### 水俣病は日本の政治・経済・社会の中でつくられた事件

活動を続けてきた理由の2点目は、水俣病は単なる病気ではなく日本の政治・経済・社会の中で作られた病で、社会的に許されない理不尽な事件と思うからです。熊本で起きて1959（昭和34）年段階で適切に対処しておれば、新潟水俣病は起きなかったかもしれない。起きていたとしても被害は限定され、もっと小さく終わっていたのではと思います。しかし熊本水俣病の原因究明は中断され、被害者は見舞金契約によって黙らされてしまった。しかも見舞金契約に大きく関与したのが熊本県知事であり、水俣市長。そういう、いわば県・市を代表する人たちによって水俣病は終わったというふうにされてしまった。国会で問題になりながらも終わったとされ、結果として1965（昭和40）年に新潟で第2の水俣病が起きてしまった。

このようなことが許されているのだろうか。2度も同じ事件を起こし、そのうえ未だに解決できずにいるこの日本社会をそのままにしておいていいのだろうか。放置できないでしょう。それに周りを見ると、これとよく似た問題が結構あります。一番近いのが3・11福島原発事故。事故後の対応を見ると本当によく似ていると思います。そういう水俣病とよく似た社会現象が身の回りで繰り返されているという気づきがありました。

### 水俣病に関わることはしんどいけどおもしろい

もう一つは、現在進行形の事件であるということ。一昨年（2016年）、「水銀に関する水俣条約」を日本は締結し

ました。胎児や乳幼児は大人より敏感だから、水銀も影響を受けやすい。お母さんが撮ったものはみんな胎児にいつてしまう。そういうことを考えると、決して「過去の公害事件」だとか「後処理の問題」ではない。これからの地球環境を考えていくひとつの重要なテーマであり、子どもたちの将来のいのちと健康を守るためにどうしなければいけないか考える、そういう問題であると思います。

大雑把に整理するとこの3点が、長く関わってきたことの原因かな。一言で言うと、水俣はしんどいけどおもしろい。誤解のないように言いますと、“おもしろい”というのは人の関心をつかんで離さないということです。



### 新潟水俣病共闘会議とは

新潟水俣病共闘会議は再来年（2020年）の1月で結成50年を迎えます。公害反対運動団体としてはおそらく日本で一番長いのではないのでしょうか。特徴は3つあります。

1965（昭和40）年6月12日に新潟水俣病が公表されます。一般的には、最初に被害者の組織化があって、その後支援団体ができるけど、新潟の場合は先に支援というか、新潟県民主団体水俣病対策会議（以下、民水対）ができました。被害者受け入れの土壌が先行してあったということです。これには先進的な医療機関の存在がありました。

そして、全国に先駆けての公害裁判が、新潟水俣病公表2年後の1967（昭和42）年6月12日に提訴となり、様々な運動を展開しました。世論の高まりが重要だということで『公害とたたかう』（1968年、新潟水俣病映画をつくる会。渡辺正巳監督、今井正監修）という映画が作られました。おそらく公害に関する国内最初の映画だと思います。その映画上映を全国展開して、とにかく全国的な運動に広げようということで、民水対から新潟水俣病共闘会議（以下、共闘会議）へと1970（昭和45）年1月20日に発展継承しました。

共闘会議は、被害者を真ん中に据えて、その周りに医療機関と弁護士がいて、さらにその周りを労働組合や政党、科学者会議や農民組合が囲んでいるという構図です。当初は県評が事務局を担って人と物と金を出すということでやってきました。今は県平和運動センターが事務局を受け継いでいます。全国の公害被害者の支援団体で、県段階の労働団体が事務局を担っているところは多分新潟しかない。そういう特徴があります。

共闘会議は現在14の団体で構成されています。普通、思想信条をもつ団体が複数集まった場合、どこかがヘゲモニーを握ろうとする。原水爆禁止の運動や被差別部落の解放運動もそうだけど、社会運動の多くが主導権争いのなかで分裂してきた。でも、新潟のこの水俣病共闘会議だけは分かれなかった。党派性を前面に出すのではなく、常に被害者を中心にとすることで、それぞれが立場をわきまえてきた。知っているかどうかかわからないけれども、新潟ではこの間、知事選や参院選、衆院選を「野党と市民は1つ」というキャッチフレーズでやってきて、それなりに勝ってきた。新潟水俣共闘はその先駆けではなかったかと思ったりする。ただ、この前の知事選は3万票の僅差で負けてしまったけれどもね…。

### なぜ運動しなければならないのか、声をあげなければならなかったのか

鹿瀬にあった草倉銅山を開発したのは古河市兵衛。足尾鉍毒事件を引き起こした人と同じ人。古河は草倉で稼いだ金を足尾に注ぎ込んで、足尾銅山を日本一の銅山にした。足尾鉍毒事件の時には永久示談契約<sup>49</sup>というのがあったけど、草倉でもこれがありました。だから、地元では「草倉こそ公害の原点」だという人もいます。

宇井純さんが『公害の政治学 水俣病を追って』（三省堂、1968年）という本を出しているけど、これが水俣関係で言えば最初の本になるのかな。この中で彼は、公害のパターン（起承転結）ということを行っています。足尾鉍毒事件や熊本水俣病、新潟水俣病でなにかあったか。公害が発生すると、まず加害者は「被害はあるけど原因は不明」という。公害被害を認めざるを得なくなると、今度は「原因は自分のところではない」。じゃあ、その原因を究明しようとなると、政治と業界と官僚、さらにエセ学者が加わって妨害して問題解決を長引かせ結論をあいまいにし、最後は被害者が泣き寝入りする。こういうパターンが繰り返されている。熊本水俣病までほとんど全部そうだった。そこで新潟では、僕らの先輩がそうしたことを繰り返さないようにということで熊本水俣病に学び、1967（昭和42）年の6月に提訴した。

49 今後一切補償請求等はいませんという趣旨の文書の取り交わすこと。

この種の問題が起きると、責任追及段階でいろんな横槍が入ってきて、その多くが曖昧なまま終わってしまう。そのことを踏まえてどうすればいいのか。同じ轍を踏まない、繰り返さない方策を僕は考えておかなくてはならない。

例えば新潟で水俣病が起きた時、北川徹三という横浜国立大学の教授が「農薬説」なるものを唱えた。前年（1964年）に起きた新潟地震で新潟西港の埠頭にあった倉庫が壊れて、倉庫にあった水銀農薬の瓶が流されて日本海を遡り、それが夏の渇水時期に塩水くさび<sup>50</sup>によって阿賀野川に入り水俣病を引き起こした…というものです。よくもまあこんなことを考えるなど思うくらいの啞然とするような説が出されるわけです。

新潟水俣病が公表になったのは1965（昭和40）年6月でしたが、昭和電工はその年の1月に生産を中止し、その年のうちにプラントの撤去や工程図の焼却を行いました。

1959（昭和34）年7月に熊本大学は水俣病の原因として有機水銀説を発表しましたが、これにチッソは反論した。また、チッソや昭和電工が加盟する日本化学工業協会も原因究明しようということで排水調査委員会を設置し、その委員長に同じアセトアルデヒド製造施設をもつ昭和電工の安西正夫社長が就いた。その委員会調査の中で、安西正夫はこのまま自社の鹿瀬工場でも操業を続けたら、第二の水俣病が新潟でも起きてしまうとわかったのではないかと「未必の故意」という言葉があるでしょう。ひょっとしたら起きるのではないかと思いながら稼働し続けた。だから生産停止と同時にプラント撤去や工程図消去を行った。これは、一次訴訟判決では証拠隠滅にあたると言われています。

また、新潟でも補償要求連絡協議会というのができて、厚生省の方から新潟県に声がかかり、当時の新潟県の副知事が被災者の会の会長の所へ行って、このぐらいのお金で手を打たないかということをやった。まさに、熊本と同じことが繰り返されようとした。ですけど、新潟の場合は連絡協議会の案を蹴飛ばした。

「なぜ運動しなければならなかったのか」「なぜ声を上げなければならなかったのか」という問いには、国や企業、行政等をお願いするという他人まかせでは、自分や家族、地域住民は守れない。自分たちのことは自分たちで守るしかない。その最後の手段として裁判しかない、ということで立ち上がりました。この辺の地域では昔「与茂七事件」といって、お上に盾突くと死罪にあうということがまことしやかに伝えられていた。しかし、その中で水俣病の被害者の人たちは立ち上がって裁判を起こしました。（被害者たちは）「熊本の二の舞になってはいけない」という弁護士や先輩たちの声や意見に耳を傾けて、提訴の決意に至ったそうです。

また、通産省の「原因が昭和電工とは思えない」という姿勢に押されて厚生省が「昭和電工が反論する限り何とも言えない」というようなことを被災者の会に答えており、さらにNHKのテレビで、昭和電工の安藤常務が「たとえ国の結論が出て昭和電工はそれに従わない」と言ったのを聞いて、被害者たちはそれまで躊躇していたが、裁判をやるしかないと決断したそうです。これがなかなか立ち上がれなかった被災者、被害を受けた人たちが立ち上がる決定的な要因になったのではないかと先輩の小林懋<sup>51</sup>さんから聞きました。

### 裁判がどのような役割を果たし、裁判後はどのように運動を続けているのか

共闘会議としてはいま4回目の裁判を行っています。これまでに第一次訴訟（1967年提訴）、第二次訴訟（1982年提訴）、ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済第一次訴訟（2009年提訴）を闘い、いま争っているのがノーモア・ミナマタ二次訴訟（2013年提訴）です。

一次訴訟のテーマは、加害者は誰かということでした。このときは昭和電工が犯人だということで裁判は4年で終わりました。一次訴訟の原告は水俣病として認められた人たち、あるいは水銀保有者（200ppm以上の人）。妊娠規制対象者で不妊手術をした人もいました。一次訴訟判決を翌日に控えて、昭和電工は控訴権放棄を表明しました。当時はそれだけ反公害の世論が強かったということです。控訴したら社会的制裁を受けると判断したのでしょう。判決は、昭和電工を犯人と認めるけど、賠償金は請求金額の半分程度でした。原告の中には額が低いという声がありましたが、共闘会議は判決をまず確定させて、そのうえで昭電と直接交渉して要求を勝ちとろうという方針を立てて臨むことにしました。1年半の交渉を経て、1973（昭和48）年の6月に補償協定（新潟水俣病問題に関する協定書）を結びます。この補償協定には一時金や療養費、療養手当など色々ありますが、「今後一切公害を起こしません。この事件に関する一切の資料を提供します」というような確約もするわけです。協定締結時点では、被害者はみんな認定されて終わると思っていたようです。

50 「塩水くさび」 河川や帯水層中に海水が遡上し、基底部付近に塩分濃度の高い層を造る現象。

51 小林懋（こばやし・つとむ）；民水対事務局長、新潟水俣病共闘会議事務局次長。

ところが協定締結と前後して、第三、第四、第五水俣病の発生が報じられた。全国にはアセトアルデヒド工場で水銀を使ったところと塩化ビニルの生産で使っていた工場があった。塩化ビニルは全国で26工場ほど、アセトアルデヒドは8工場でした。その水銀を取り扱っていたところで水俣病の発生が報道され、水銀パニックが起きました。

しかし、椿忠雄教授が第三、第四、第五水俣病をいずれもないと否定しました。この椿さんという方は新潟大学の教授で、新潟県・市認定審査会の会長もしていて、重要な役割を担っていました。一次訴訟のときは被害者側に立って証言しました。しかし二次訴訟のときは国側の立場に立ち、証言台に立つ直前に亡くなりました。1971（昭和46）年の認定基準から1977（昭和52）年の厳しい認定基準に変えた人です。第三、第四、第五水俣病は、それまでの水俣病の認定基準のあり様からすると認めざるを得なかった。しかし、そうするとあちこちで水銀パニックが生じてしまう。それを抑えなければということで、それまでの水俣病の認定基準を厳しくしたのです。

1971（昭和46）年の認定基準は「水俣病によく見られるいずれかの症状があれば認定される」、言い換えれば「一つでも症状があれば認定される」というものでした。しかし「いずれかの症状の組み合わせが必要である」というふうになったのです。それを明文化したのが環境庁が1977（昭和52）年に出した「後天性水俣病の判断条件について」という通知だけでも、新潟では当初水俣病の棄却患者なんてほとんど出てこなかったのに、第三、第四、第五水俣病の否定に合わせて1973（昭和48）年の11月の認定審査会からどんどん棄却患者が出ました。その棄却患者が1000人ほどになった段階で、新潟では第二次訴訟を提起しました。

二次訴訟の原告の人たちが言っていたことは2つあります。1つは「水俣病でなければいったい私の病気は何の病気ですか」という疑問。もう1つは「なぜ一方的に被害を受けた私たちが肩身の狭い思いをしなければならないのか、水俣病に対する差別や偏見を受けなければならないのか」という訴えです。認定申請をするだけで差別を受けるということもありました。だからこの2つが第二次訴訟の原告の人たちの思いでした。結局彼らが言いたかったことは「人として扱え」ということなんです。

二次訴訟は地裁で判決が出るまでに10年かかりましたが、ほとんどの人が水俣病として認められました。これに対して昭和電工は控訴した。そこで原告側も控訴し、東京高裁へ移りました。国を被告としている以上は、最高裁まで行かざるを得ない。そうすると、それからまた10年近くかかるだろうと思っていました。

患者さんが「生きていうちに解決を」と望むのは当たり前のことですよ。1995年末の時点で原告の231人のうち40人ぐらいが亡くなっていた。そういうことから、結果として、1995（平成7）年の暮れに、自民党・社会党・さきがけという連立政権による政治解決を受け入れることにしました。和解したのです。それにより水俣病総合対策医療事業が半年ほど再開されるんですね。これは、和解した人たちと同じ中身で、裁判外の人にも同じように補償救済するというものです。結果、原告のおよそ2.5倍の834人の人たちが対象になりました。私は、正直この段階で水俣病は終わったというふうに思いました。

ところが、2004（平成16）年10月に政治解決を拒否して最高裁まで闘った関西訴訟の人たちが勝訴します。国や熊本県は「1960（昭和35）年以降に被害拡大防止の手を打たなかったのは法的責任がある」というものです。この関西訴訟の人たちは、生活の場を熊本や鹿児島から関西に移した人たちです。また、（水俣病の認定には）1977（昭和52）年の症状の組み合わせが必要だったのが、感覚障害だけでも、家族に認定患者がいるなどメチル水銀に曝露されたという証拠があれば水俣病として認めますよというものでした。これを機に、それまで手を挙げきれなかった人たちが手を挙げ出すわけです。

齋藤先生<sup>52</sup>たちが行った裁判（新潟水俣病第三次訴訟、2007年提訴）の約2年後の2009（平成21）年に、僕らはノーモア・ミナマタ（一次）訴訟を提訴しました。この裁判は認定棄却された人あるいはまだ認定申請をしていなかった人が、再び国と昭和電工を相手に「水俣病として認めてもらおう、新潟水俣病を起こした責任があると認めさせよう」ということで起こした裁判です。先程言った通り認定基準自体国が作ったものだから、国には「水俣病を発生させた、被害を拡大させた、被害者を切り捨てた」この3つの責任があるということも含めて責任を追究して争いました。結果として、民主党連立政権ができる直前の2009（平成21）年7月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（通称：水俣病被害者救済特措法）」が成立し、その後被告と協議を重ね、2011（平成23）年3月11日の東日本大震災が起きる直前に和解しました。

このとき、裁判原告については、和解の対象になるか否かについて、被告側推薦の委員と原告被害者側推薦の委員

52 齋藤恒（さいとう ひさし）；医師、木戸病院名誉院長。

2人ずつと双方が合意した委員長の計5名による第三者委員会で判断することになりました。これはそれまでなかったものです。そういう公平公正な判定組織ができたのが、このノーモア・ミナマタ（一次）訴訟の成果でした。結果として新潟では173人の原告全員が対象になりました。熊本では対象外になった原告がある程度いたそうですが、新潟では弁護士、共闘会議のメンバーが第三者委員会に出席をして証拠を補強したりして全員が認められました。これも運動の成果であったと思います。

その後、2013（平成25）年4月に認定申請棄却処分取消・認定義務付訴訟の最高裁判決が言い渡されました。熊本で溝口さんという方が亡くなったお母さんから引き継いで、水俣病認定の判決を勝ち取った。これを機に、またそれまで手を挙げられなかった人が手を挙げて裁判を起こした。現在のノーモア・ミナマタ二次訴訟です。以上がこれまでの状況です。

被害者の人たちはそれぞれ置かれている状況が違って、周りの中傷や偏見、差別を恐れてなかなか手を挙げられなかったという人たちがたくさんいます。それは水俣病に対する誤解とか偏見、間違った情報によるものやその人の価値観、また時間経過とともに難儀になってきた体調の変化も大いに影響してるかと思います。終わったと思ってもなかなか終わらないそれぞれの事情や現実があります。

でも、「今の裁判で水俣病問題を終わらせなければ」と思います。「恒久的に被害者を救済する制度を作らなければならない」と思っています。いまの認定基準、認定制度は、これまでの判決でも言われている通り厳しすぎます。今の認定基準では重症な人しか認定の対象にならない。中等症や軽症の人たちも対象にした新たな補償救済制度を作るべきだ。新潟水俣病についていえば、公健法による認定患者への一時金は1500万、総合対策医療事業の該当者の一時金は260万、水俣病被害者救済特措法だと210万円で一後ろの2つの制度は申請期限が終わっており今は受けられませんが一、あまりにも差が大きい。「症状のランクに応じた補償救済制度を新たに作るべき」だと、共闘会議として提言しています。

### 運動を続けてきたからこそ生じた変化

水俣病問題は自治の問題でもあると思います。被害者からしてみれば、自分が住んでいる地域、つまり県とか市町村の姿勢、対応というのは重要なんですよね。国というのは大きすぎてよくわからない、つかめない。しかし県や市町村は結構顔の見える距離にある。新潟の場合は泉田さんが知事時代にいろいろ対応してくれたので、少しは患者さんの気持ちも和らいだ。国・自治体vs被害者・市民という構図がそれまであったのですが、自治体が幾分かこちらの側に近寄ってくれたかなと思っています。知事が変わってこれからどうなるのか、若干の不安がないわけではありませんが。

泉田さんは、知事になった翌2005（平成17）年に、突如として、新潟水俣病公表40年ということで「ふるさとの環境づくり宣言」を行いました。その翌年の6月の被害者の会と共闘会議の合同総会に知事が出席し、その時に被害者の会会長の小武さんが「私は未認定患者という言葉が嫌いだ。きちんと被害者として認めてほしい」ということを知事に要請した。その発言がきっかけだと思っていますが、泉田知事は県議会で満場一致の賛成を得て2009（平成21）年に「新潟水俣病地域福祉推進条例」を施行しました。

NHKを先頭にメディアは、認定を棄却された人を「未認定患者」と言うんです。僕はその言い方でマスコミと結構やりあうんです。メディアは「認定基準が問題だ」といいたいのかもしれません。でも、特措法には対象者を水俣病被害者と書いている。それをあえて「未認定患者」と表現するのはいかがなものか。マスコミは水俣病の被害者の中にも公健法の認定患者がいて、総合対策医療事業の被害者がいて、特措法の被害者がいると報じるべきで、一人ひとりに目を向けてほしいと思う。

この問題は、2007（平成19）年に泉田知事が設置した「新潟水俣病問題に係る懇談会」で取り扱われ、県は国が定める水俣病患者とは別に、「阿賀野川の魚介類を摂取したことにより、通常のレベルを超えるメチル水銀に曝露した者であって、水俣病の症状を有する者を『新潟水俣病患者』という」と定めた。一般の人以上に水銀の暴露があり、水俣病にみられる症状があれば水俣病患者として認めますよということをきちんと書いてあるのです。患者を患者として社会的に認知しようと定めた条例です。新潟では自治体の対応が泉田さんになってからかなり前進しました。

泉田さんが言わんとするのは「被害者は高度経済成長政策の被害者である。その被害者が声を上げることによって、いろんな環境対策が打たれ国民は快適な環境を享受している。その意味で、被害者を社会全体でささえることが必要

ではないか」ということだと思います。この条例で福祉手当が設けられ、県が月額 7000 円を支給することになり、これは患者さんに非常に喜ばれています。認定患者以外の約 3000 人の被害者が対象です。県が億単位でお金を出しているということです。

また、水俣病特措法についても環境省は行政処分に当たらないとして「異議申し立て」はできないという通知を関係県に出したけども、泉田さんは行政処分に当たるとして異議申し立てを受け入れた。結果としてそんなに多くないですが、13 人の人が異議申し立てにより特措法の対象になりました。

2015（平成 27）年の新潟水俣病公式確認 50 年の時には、改めて「ふるさとの環境づくり宣言 2015」を発表した。中身は、水俣病の解決に向けて潜在患者が名乗り出ることができる環境整備や被害を受けたすべての方が等しく患者と認められ救済ができる恒久的な制度を確立することで、毎年予算要望時期に合わせて関係省庁に要請しています。

泉田さんは 4 期目の選挙には立たず、その後、米山さんになって、米山さんは問題を起こして今は花角さんという方が知事になっています。彼は国土交通省の役人でしたので、水俣病のことについてはほとんど知らないと思います。しかし所信表明の時に「被害者の救済が進むように努力を続けたい」とほんの一言ですが述べました。これは誰が知事になろうとも県の代表者として水俣病に触れなくてはならないということだと思います。ただ、政治は生き物です。今後どうなっていくのか。

さっき話した 2013（平成 25）年の最高裁判決を受けて、斎藤先生たちのグループは「新潟市長が水俣病ではないと棄却したことは不当である」として、市長を相手に「認定義務付け訴訟」をおこした。2016（平成 28）年 5 月、新潟地裁は 7 人を水俣病と認めて 2 人を棄却した。これに対して、篠田新潟市長は「まだいろいろと水俣病像が動いているので高裁段階の判決を求めたい」と控訴しました。昨年（2017 年）11 月、東京高裁は地裁で認められなかった人たちも含め原告 9 人全員を水俣病として認め、篠田市長は上告しないでこれを受け入れた。高裁判決は毛髪水銀 50ppm 以下でも発症するし、1973（昭和 48）年頃まで水俣病罹患の可能性があるということで、水銀の曝露についてこれまでよりも突っ込んだ内容になっている。ところがこれと全く違った、真逆の判決が今年（2018 年）の 3 月に同じ東京高裁から出されました。いずれにしてもこの後新潟県、新潟市がどう動くのか、注意深く見ていく必要があるし対応をしなければならぬと考えています。

### 水俣病に対する思いと判決

新潟水俣病第二次訴訟以降は水俣病患者あるいは被害者であることを社会的に認めさせるということ、国に第 2 の水俣病を発生させた責任があることを明確にすること、それから被害に見合う補償をさせること、この三つを柱に闘ってきました。しかし新潟では未だに国の責任は認められていません。

熊本の場合は、関西訴訟<sup>53</sup>の最高裁判決で国の責任が認められた。1956（昭和 31）年に公式発見されて患者がいたのに、それに対して国が対策の手を打たなかったということで、1960（昭和 35）年 1 月以降、国に責任があるということです。

新潟の場合は、第二の水俣病発生の予見可能性の問題ですよね。ところが、これまでの判決は、国は患者が出てない時点では対応できないというもので、裁判所もこれを認めてきました。

今回の裁判で僕らが言っているのは、遅くとも 1961（昭和 36）年段階で新潟に第二の水俣病が起きることは予見できたということです。実際、国会でも問題になって、チッソ以外の工場に排水調査をさせています。その調査結果は証拠として国から出ましたが、工場名は塗りつぶされてわかりません。そこに昭和電工が含まれているか分からないのです。いずれにしても国の責任がはっきりさせないとこの問題の活路が開けません。

事件が起きて 50 年 60 年たったのに、未だに解決出来ないこの国とはいったい何なのか、といった思いが強いんです。様々な場所で新潟水俣病と同じような問題を起こしています。3.11 の原発事故は、その最たるものだと思います。水俣病が新潟で繰り返されて、そして未だに解決されないというこの国の構造、問題点をはっきりさせないかぎり、同じようなことがまた起きてくるだろうと、そう思いますよ。

### 運動する上での対話の難しさ

環境庁ができたのは 1971（昭和 46）年。公害被害者の救済と公害をなくしていくというのが発足当時の使命だっ

53 関西訴訟：かつて水俣湾周辺に居住したことがあり、のちに関西地方に移住した患者らが損害賠償を請求した。

たはずだけど、水俣病について言えば加害企業の前に立ちはだかって、水俣病かどうかという認定基準のハードルを上げて患者を切り捨てる役割を果たしていると僕らの目には映ります。環境省本来の役割に立ち戻ることを強く望みます。

僕らから見ると、政府の対応は判決が出ても根本的に見直すのではなく、従来の施策と矛盾しない範囲で、その場しのぎの弥縫策を繰り返している。行政は司法の判断に従わない。そのことを国会も看過し放置している。その意味で憲法が定めた三権分立が崩壊している。

この6月にも環境省と交渉しましたが、環境省は行政認定患者が水俣病患者であって、それ以外の人たちは水俣病の被害者だと言う。患者と被害者は違うということを強調するんですね。それにどういう意味があるんでしょうかね。認定申請する時期が早かった人たち、要するに認定基準のハードルが高くなる前に申請した人は、ほとんどみんな水俣病と認定され、遅かった人たちが棄却されている。同じ家族、地域の中でも申請する時期によって認否がわかれた。そうした中で、患者と被害者をいちいち分けるといって自体どういう意味があるのか。地域の中にことさら分断を持ち込んでいるのではないか。その一方で、環境省は地域再生事業というものに金をだしている。このスタディツアーのような催しとか、もやい直しのとりくみとか。そういうことをやっておきながら他方で分断、対立を煽るようなことを言うのはかなり矛盾していると思いますよ。

環境省や行政の人と話し合える場を作って行かなければならないと思います。環境省とは年1、2回のやりとりの場がありますが、話が前に進まない。本来同じ方向を向いているはずなのに、いつも話の入り口で終わってしまっている。出口がみえない。

環境庁ができたときの立場に戻って一緒にやっていきませんかと言いたいんだけど、目の前にいるとなかなか言えず、つい強い口調で非難してしまう。粘り強く同じテーブルについて話し合うことをやらないといけないなと思っていますが、なかなかそうはならない。難しいですね。

